

第4章 都と区市との役割分担

建築物等の解体等工事のアスベスト規制に関する事務は、大気汚染防止法及び事務処理特例条例[※]に基づく事務委任により、都区市が分担している。平成26年6月現在における事務権限の分担は表8のとおりである。

- ※ 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）
 （以下「特別区事務処理特例条例」という。）
 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号）
 （以下「市町村事務処理特例条例」という。）

表8 大気汚染防止法及び環境確保条例に基づく事務権限

地方公共団体	大気汚染防止法に基づく事務 ^{*1}	環境確保条例に基づく事務 ^{*2}
東京都	<ul style="list-style-type: none"> 市（八王子市を除く。）の地域における延べ面積2,000m²以上の建築物及び全ての工作物に係る権限 町村の地域における権限 	<ul style="list-style-type: none"> 市（八王子市を除く。）の地域における延べ面積2,000m²以上の建築物及び全ての工作物に係る権限 町村の地域における権限
特別区	<ul style="list-style-type: none"> 特別区の地域における権限 	<ul style="list-style-type: none"> 特別区の地域における権限
八王子市	<ul style="list-style-type: none"> 八王子市の地域における権限 	<ul style="list-style-type: none"> 八王子市の地域における権限
市 （八王子市を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 市（八王子市を除く。）の地域における延べ面積2,000m²未満の建築物に係る権限 	<ul style="list-style-type: none"> 市（八王子市を除く。）の地域における延べ面積2,000m²未満の建築物に係る権限

*1：大気汚染防止法に基づく事務は、以下のとおり。

- 第18条の15第1項及び第2項の規定による作業の実施の届出の受理
- 第18条の16の規定による計画の変更命令
- 第18条の19の規定による作業基準適合命令及び作業の一時停止命令
- 第26条第1項の規定による報告徴収及び立入検査

*2：環境確保条例に基づく事務は、以下のとおり。

- 第124条第1項の規定による飛散防止方法等計画の届出の受理
- 第124条第2項の規定による飛散防止方法等計画の変更の勧告
- 第125条第1項の規定による作業の方法の改善の勧告
- 第125条第2項の規定による作業の方法の改善の命令
- 第152条第1項の規定による立入検査、指示及び指導
- 第155条第1項の規定による報告及び資料の徴収

1. 大気汚染防止法の規定による事務の委任

大気汚染防止法第31条第1項では、同法における都道府県知事の権限に属する事務のうち、市で処理することが適当であると考えられる事務を特定の市の長に委任できるよう規定している。平成26年6月現在、同規定に基づき政令で指定された市は、東京都の地域においては八王子市のみであり、同市には、法に基づく建築物等の解体等工事のアスベスト規制に関する事務が委任されている。【法施行規則第13条第2項】。

2. 事務処理特例条例による事務の委任

地方自治法の「条例による事務処理の特例」の制度に基づく事務処理特例条例により、大気汚染防止法及び環境確保条例に基づく建築物等の解体等工事のアスベスト規制に関する事務の一部（八王子市を除く市については、延べ面積2,000m²未満の建築物に係るものに限る。）は特別区及び市が処理することとしている。

【特別区事務処理特例条例】（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項に基づき、知事の権限に属する事務の一部を特別区が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

（特別区が処理する事務の範囲等）

第2条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる特別区が処理することとする。

<p>24 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ロ イに掲げる事務のほか、次に掲げるもの</p> <p>(1) 条例第124条第1項の規定による飛散防止方法等計画の届出の受理及び同条第2項の規定による当該飛散防止方法等計画に対する変更の勧告</p> <p>(2) 条例第125条第1項の規定による改善又は変更の勧告及び同条第2項の規定による改善又は変更の命令</p> <p>(8) 条例第152条第1項の規定による立入検査等であつて、(1)から(7)までに掲げる事務に関して行うもの及び条例第135条の規定による揚水量の報告に関して行うもの</p> <p>(9) 条例第155条第1項の規定による報告及び資料の徴収であつて、(1)から(7)までに掲げる事務に関して行うもの</p>	<p>各特別区</p>
<p>24の2 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく事務であつて法第18条の15第1項に規定する特定工事に係る事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第18条の15第1項及び第2項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理</p> <p>ロ 法第18条の16の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更命令</p> <p>ハ 法第18条の19の規定による作業基準適合命令及び特定粉じん排出等作業の一時停止命令</p> <p>ニ 法第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>	<p>特別区</p>

【市町村事務処理特例条例】（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

（特別区が処理する事務の範囲等）

第2条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

<p>16 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ロ イに掲げる事務のほか、次に掲げるもの</p> <p>(1) 条例第124条第1項の規定による飛散防止方法等計画の届出の受理及び同条第2項の規定による当該飛散防止方法等計画に対する変更の勧告（延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下この項及び次項において同じ。）が2,000㎡未満の建築物の石綿含有建築物解体等工事に係るものに限る。）</p> <p>(2) 条例第124条第1項の規定による飛散防止方法等計画の届出の受理及び同条第2項の規定による当該飛散防止方法等計画に対する変更の勧告（延べ面積が2,000㎡未満の建築物の石綿含有建築物解体等工事に係るものを除く。）</p> <p>(3) 条例第125条第1項の規定による改善又は変更の勧告及び同条第2項の規定による改善又は変更の命令（石綿含有建築物解体等工事に係るものについては、延べ面積が2,000㎡未満の建築物の工事に限る。）</p>	<p>各市</p> <p>八王子市</p> <p>各市</p> <p>八王子市</p>
--	---

<p>(4) 条例第 125 条第 1 項の規定による改善又は変更の勧告及び同条第 2 項の規定による改善又は変更の命令（指定建設作業、条例第 123 条第 1 項に規定する工事及び延べ面積が 2,000m²未満の建築物の石綿含有建築物解体等工事に係るものを除く。）</p> <p>(10) 条例第 152 条第 1 項の規定による立入検査等であって、(1)から(9)までに掲げる事務に関して行うもの及び条例第 135 条の規定による揚水量の報告に関して行うもの</p> <p>(11) 条例第 155 条第 1 項の規定による報告及び資料の徴収であって、(1)から(9)までに掲げる事務に関して行うもの</p>	<p>各市</p> <p>各市</p>
<p>16 の 2 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 粉じんに関する規制に係る事務のうち、次に掲げるもの（延べ面積が 2,000 m²未満の建築物に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第 18 条の 15 第 1 項及び第 2 項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理</p> <p>(2) 法第 18 条の 16 の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更命令</p> <p>(3) 法第 18 条の 19 の規定による作業基準適合命令及び特定粉じん排出等作業の一時停止命令</p> <p>(4) 法第 26 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>ロ 粉じんに関する規制に係る事務のうち、次に掲げるもの（工場に係る事務に限る。）</p> <p>(1) 法第 18 条の 15 第 1 項及び第 2 項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理</p> <p>(2) 法第 18 条の 16 の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更命令</p> <p>(3) 法第 18 条の 19 の規定による作業基準適合命令及び特定粉じん排出等作業の一時停止命令</p> <p>(4) 法第 26 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査</p>	<p>各市。ただし、大気汚染防止法施行令（昭和 43 年政令第 329 号）第 13 条に規定する市を除く。</p> <p>八王子市</p>

【コラム】 特別区及び市が事務処理をする根拠

平成 11 年の地方分権一括法による地方自治法の改正によって、機関委任事務制度が廃止されたが、同時に、地域の実情に応じて柔軟に市町村及び特別区へ事務・権限の再配分ができるようにするために、「条例による事務処理の特例」の制度が設けられた。

本制度の趣旨は、他の法令による事務配分の制度とあわせて、地域の主体的な判断に基づき、市町村及び特別区の規模能力等に応じ地域において事務配分を定めることを可能とする制度を創設することにより、住民に身近な行政はできる限りより住民に身近な地方公共団体である市町村及び特別区が担任できるようにすることである²⁶⁾（地方自治法第 1 条の 2 第 2 項及び第 2 条第 2 項並びに第 5 項の規定も参照）。

「条例による事務処理の特例」の制度により市町村及び特別区に再配分された事務については、都道府県知事は、かつての機関委任事務にあった包括的な指揮監督権や取消権及び停止権は有しない。再配分された事務は、市町村及び特別区の手続きであり、市町村及び特別区は、当該事務について、法令に違反しない限り条例の制定が可能である^{26), 27)}。なお、再配分の対象となる「都道府県知事の権限に属する事務」は、自治事務であるか法定受託事務であるかを問わない²⁶⁾。

事務処理の特例のための条例（規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。）を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村及び特別区の長に協議しなければならない（地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 2 項）。

大気汚染防止法及び環境確保条例に基づく事務の再配分の根拠規定

地方公共団体	大気汚染防止法に基づく事務	環境確保条例に基づく事務
特別区	地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項	地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項
八王子市	大気汚染防止法第 31 条第 1 項 （工場に係る事務については、地方自治	地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項

	法第 252 条の 17 の 2 第 1 項) ※	
市(八王子市を除く。)	地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項	地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項

※中核市の指定後は、工場に係る事務についても八王子市が処理することとなる。

【地方自治法】(抜粋)

(条例による事務処理の特例)

第 252 条の 17 の 2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

- 2 前項の条例(同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。以下本節において同じ。)を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。
- 3 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第 1 項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。
- 4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。

(条例による事務処理の特例の効果)

第 252 条の 17 の 3 前条第 1 項の条例の定めるところにより、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合においては、当該条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内において、当該市町村に関する規定として当該市町村に適用があるものとする。

- 2 前項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる助言等、資料の提出の要求等又は是正の要求等は、都道府県知事を通じて行うことができるものとする。
- 3 第 1 項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により市町村が国の行政機関と行うものとなる協議は、都道府県知事を通じて行うものとし、当該法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる許認可等に係る申請等は、都道府県知事を経由して行うものとする。

(是正の要求等の特例)

第 252 条の 17 の 4 都道府県知事は、第 252 条の 17 の 2 第 1 項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、第 245 条の 5 第 2 項に規定する各大臣の指示がない場合であつても、同条第 3 項の規定により、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

- 2 第 252 条の 17 の 2 第 1 項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に対する第 245 条の 8 第 12 項において準用する同条第 1 項から第 11 項までの規定の適用については、同条第 12 項において読み替えて準用する同条第 2 項から第 44 項まで、第 6 項、第 8 項及び第 11 項中「都道府県知事」とあるのは、「各大臣」とする。この場合においては、同条第 13 項の規定は適用しない。
- 3 第 252 条の 17 の 2 第 1 項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る市町村長の処分についての第 255 条の 2 の規定による審査請求の裁決に不服がある者は、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対して再審査請求をすることができる。

(市に関する規定の適用)

第 283 条 この法律又は政令で特別の定めをするものを除くほか、第 2 編及び第 4 編中市に関する規定は、特別区にこれを適用する。